

過疎地域における事業用資産の 課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用に伴い、過疎地域として指定された区域において、対象設備等を取得した場合、その取得設備等に課税される固定資産税を一定期間免除します。

各種申請様式などは市ホームページでご確認ください。

《概要》

税制優遇内容	固定資産税の課税免除
対象者	過疎地域内において対象設備等を取得等した者
課税免除を行う期間	対象設備を取得し新たに固定資産税を課税されることとなった年度から3年度分

《適用要件》

適用期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで													
対象地域	永源寺地区、愛東地区													
対象業種	製造業、情報サービス業等 ^{※1} 、農林水産物等販売業 ^{※2} 、旅館業 ※1 情報サービス業等 … 情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査など ※2 対象地域で生産された農林水産物、又はその農林水産物を加工したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業													
対象設備等	直接事業の用に供する資産のうち、下記に該当するもの 土地 … 取得から1年以内に工場などの建設に着手したもの 家屋 … 建物の新設や増設、改築、修繕など 償却資産 … 生産設備などの新設や増設（「機械・装置」のみ） ※ただし、資本金の額が5,000万円を超える場合は、新設、増設に限る。													
取得価額	製造業、旅館業 <table border="1"><thead><tr><th>資本金</th><th>取得価額（土地を除く）</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000万円以下</td><td>500万円以上</td></tr><tr><td>5,000万円超～1億円以下</td><td>1,000万円以上</td></tr><tr><td>1億円超</td><td>2,000万円以上</td></tr></tbody></table> 情報サービス業等、農林水産物等販売業 <table border="1"><thead><tr><th>資本金</th><th>取得価額（土地を除く）</th></tr></thead><tbody><tr><td>要件なし</td><td>500万円以上</td></tr></tbody></table>		資本金	取得価額（土地を除く）	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	資本金	取得価額（土地を除く）	要件なし	500万円以上
資本金	取得価額（土地を除く）													
5,000万円以下	500万円以上													
5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上													
1億円超	2,000万円以上													
資本金	取得価額（土地を除く）													
要件なし	500万円以上													

※申請方法・提出書類等は裏面をご覧ください。

《申請方法・提出書類等》

申請される方は、資産税課（連絡先は下部）にご連絡いただいたうえで、期日までに下記書類をご提出ください。

- 提出先：資産税課（本庁新館1階）
- 提出書類

共通の書類

- ・ 固定資産課税免除申請書 ※指定様式
- ・ 事業計画書、投下固定資産一覧表
- ・ 法人税（国税）の確定申告書の写し（別表一、別表十六(二)、特別償却の付表(二十八)）

土地がある場合の添付書類

- ・ 事業所全体の平面見取図
…該当箇所をマーカーで囲った図面1部と無記入の図面1部の合計2部

建物がある場合の添付書類

- ・ 対象建物の平面間取り図（面積・利用区分の記載がある最終図面）及び配置図
…該当箇所をマーカーで囲った図面1部と無記入の図面1部の合計2部
- ・ 建物の建設に関する契約書の写し
- ・ 土地及び建物の登記事項証明書
- ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し

償却資産（「機械・装置」のみ）がある場合の添付書類

- ・ 償却資産配置図
- ・ 償却資産申告書の写し
（該当する資産にマーカー又は○印をつけてください。）

《県、国の優遇制度》

設備の取得等について、県税の不動産取得税の課税免除や国税の法人税、所得税に係る割増償却を受けられる場合があります。

国税の優遇を受けるためには、取得等を行った設備について事前に市の確認を受ける必要があります。

【お問合せ】

東近江市税務部資産税課

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL：0748-24-5637

FAX：0748-24-5577